

中央区告示第^二百^八号

中央区立晴海児童館の臨時休館について、中央区立児童館条例（昭和三十八年十一月中央区条例第三十六号）第三条の二第二項の規定に基づき左記のとおり臨時休館します。

令和八年九月七日

記

中央区長 山 本 泰



一 臨時休館する施設

中央区立晴海児童館（東京都中央区晴海二丁目四番三十一号）

二 臨時休館する理由

当該施設周辺に東京湾大華火祭の観覧会場が設置されることから、周辺区域の混乱が予想され利用者の安全確保を図ることが困難なため。

三 臨時休館日

令和八年十月二十四日

中央区告示第二百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、八重洲一丁目東土地区画整理組合から次に掲げる者が理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示します。

令和八年九月七日

中央区長 山 本 泰 人



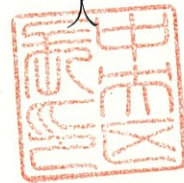
氏 名	住 所
松田 栄美子	神奈川県藤沢市辻堂東海岸一丁目一番二十九号
佐々木 由利子	東京都世田谷区中町二丁目二十八番十五号
岡 陽子	神奈川県茅ヶ崎市浜竹二丁目一番二一四八八号パークホームズ湘南辻堂
佐々木 宗平	東京都世田谷区中町二丁目二十八番十五号
岡 麻依	東京都世田谷区奥沢五丁目二十七番十九一七七一号

中央区告示第二百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により告示します。

令和八年九月七日

中央区長 山 本 泰



一 組合の名称

八重洲一丁目東土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三十年五月二十二日から令和九年十月三十一日まで

三 施行地区

（地番）東京都中央区八重洲一丁目二百五番一から三まで、二百五番六、二百五番七、二百五番九、二百五番十一から十三まで及び二百十三番五

四 事務所の所在地

東京都中央区八重洲一丁目七番十三号

五 設立認可の年月日

平成三十年五月二十二日

六 変更の内容

事務所の所在地を東京都中央区八重洲一丁目六番一号に変更する。

七 変更認可の年月日

令和八年九月七日